

会議録（１）

会議の名称	令和３年度第１回飯能市都市計画審議会
開催日時	令和３年１１月１７日（水） 開会 午後２時００分 閉会 午後２時５８分
開催場所	飯能市役所本庁舎５階 第１・２委員会室
議長氏名	宮下 清栄
出席委員	宮下 清栄 熊田 俊郎 吉田 勝紀 矢島 巖 佐野 純一 野田 直人 滝沢 修 大津 力 坂井 悦子 熊田 尚子
欠席委員	石森 義朗 内田 健次
説明者等出席者氏名	市長 新井 重治 建設部長 的板 幹雄 建設部参事兼まちづくり推進課長 吉田 昌弘 建設部まちづくり推進課主幹 町田 信幸 建設部まちづくり推進課主査 小見山 亮 産業環境部長 細田 幸二 産業環境部資源循環推進課施設担当課長 市川 敏明
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配付資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	建設部まちづくり推進課主幹 栗田 孔崇 建設部まちづくり推進課主査 小見山 亮 産業環境部資源循環推進課主幹 西野 雅一 産業環境部資源循環推進課主任 森下 和則

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
まちづくり推進課主幹	<p>(14:00 開会)</p> <p>只今から、審議会を始めさせていただきます。 本日の出欠席について報告させていただきます。 本日の出席委員は10名でございます。</p> <p>飯能市都市計画審議会条例第7条第2項の規定に基づく定足数を満たしておりますので、只今から令和3年度第1回飯能市都市計画審議会を開会させていただきます。</p> <p>本日は公開の会議としておりますので、傍聴を希望される方につきましては、傍聴席で傍聴していただきますのでご承知のほどお願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、宮下会長からごあいさつを頂戴したいと存じます。 宮下会長、よろしく申し上げます。</p>
会 長	(挨拶)
まちづくり推進課主幹	<p>ありがとうございました。 続きまして、市長からごあいさつを申し上げます。</p>
市 長	(挨拶)
まちづくり推進課主幹	<p>ありがとうございました。</p> <p>本年度最初の審議会でもあり、新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、ここで委員の紹介をさせていただきます。委員名簿順にお名前をお呼びしますので、大変お手数ですが、その場でご起立いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
まちづくり推進課主幹	<p>(委員紹介)</p> <p>続きまして、本日出席の市職員を紹介します。</p>
まちづくり推進課主幹	<p>(職員紹介)</p> <p>次に資料の確認をさせていただきます。</p>
まちづくり推進課主幹	<p>(配付資料の確認)</p> <p>はじめに、本日の諮問事項について、諮問書を市長から会長にお渡しさせていただきます。お手数ではございますが、会長はその場でご起立いただきますようお願いいたします。</p>

会議録（３）

発 言 者	発 言 内 容
	(市長から会長へ諮問書を伝達)
まちづくり推進課主幹	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここからは、飯能市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により、宮下会長に議長をお願いし、議事を進行していただきます。</p> <p>宮下会長、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>次第に従いまして、議事(1)飯能都市計画生産緑地地区の変更について(諮問)を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
まちづくり推進課長	(資料に基づき説明)
議 長	説明は以上でございますが、何か質問ございますか。
委 員	国土調査により面積が変更になったとの説明がありましたが、飯能市の国土調査の進捗状況を教えてください。
まちづくり推進課長	国土調査は精明地区の西側から順次行い、現在は双柳周辺を中心に行っている状況です。
議 長	他にご質疑等ありますでしょうか。
委 員	(なしの声あり)
議 長	<p>無いようですので、以上で質疑を終了し採決を行います。</p> <p>飯能都市計画生産緑地地区の変更について、原案どおり可決することでご異議ございませんか。</p>
委 員	(異議なし)
議 長	次に議事(2)特定生産緑地の指定について(意見聴取)を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
まちづくり推進課主査	(資料に基づき説明)
議 長	説明は以上でございますが、何か質問ございますか。
委 員	資料2・3に、一部意向なしや一部未提出とありますが、この内容について、説明をお願いします。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
まちづくり推進課主査	複数の所有者によって構成された生産緑地において、一部の所有者から特定生産緑地の指定意向なしとの書類が提出された場合や、指定申請の書類が提出されていない箇所について、このような表記としております。
委 員	指定期限を経過した後に指定の意向があった場合は、特定生産緑地に指定できるのですか。
まちづくり推進課主査	特定生産緑地の指定は、当初指定から30年経過する日までに指定することとしておりますので、30年が経過する令和4年12月10日を過ぎて指定の意向があったものについては、特定生産緑地に指定することはできません。そのため、指定漏れがないよう、未提出の方へは個別に訪問する等の対応を行っております。
委 員	指定意向がない20地区は今後、買取申し出が提出されることなるかと思いますが、市としてどの程度、生産緑地を確保する必要があるとお考えですか。
まちづくり推進課長	今後、買取申し出がある生産緑地の面積がどの位になるのかを踏まえ、農業委員会事務局や庁内関係課と協議し判断したいと考えております。
委 員	現地調査をした際、農地の管理状況について、土地所有者が考える農地の適正な管理状態と市の基準とが一致しないような農地はありましたか。
まちづくり推進課長	現地調査の結果、数箇所の農地において、指定基準を満たさない農地はありましたが、土地所有者に対して適正な管理をお願いしたところ、ご理解をいただいた状況です。
議 長	他にご質疑等ありますでしょうか。
委 員	(なしの声あり)
議 長	無いようですので、議事(2)は終了といたします。 次に議事(3)都市計画法の改正及び本市の方針について(報告)を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
まちづくり推進課主幹	(資料に基づき説明)

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
議 長	説明は以上でございますが、何か質問ございますか。
委 員	今回の法改正により影響を受ける土地はどの程度ありますか。
まちづくり推進課長	市街化調整区域内にあるイエローゾーンの面積は約 267ha となっており、本年 3 月に第 1 回目となる都市計画法改正のご案内を地権者に向け発送しております。 なお、発送状況から、地権者は約 1,400 名から 1,500 名いらっしゃり、筆数では約 5,000 筆を想定しております。
委 員	災害イエローゾーンを確認するための図面等がありますか。
まちづくり推進課長	災害イエローゾーンは埼玉県が指定しており、埼玉県のホームページ等でご確認いただけます。
議 長	他にご質疑等ありますでしょうか。
委 員	(なしの声あり)
議 長	無いようですので、議事(3)は終了といたします。 次に議事(4)飯能都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更について(報告)を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
資源循環推進課施設担当課長	(資料に基づき説明)
議 長	説明は以上でございますが、何か質問ございますか。
委 員	(なしの声あり)
議 長	無いようですので、議事(4)は終了といたします。 以上で議事を終了し、進行を事務局へお返しします。 ありがとうございました。
まちづくり推進課主幹	ありがとうございました。 先程、ご決議いただきました諮問事項について、後日、答申書の写しを委員の皆様へ送付いたしますので、ご承知いただきますよう、よろしく申し上げます。 次に、次第 4 『その他』に移ります。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
まちづくり推進課主幹	事務局からの連絡事項等はありませんが、委員の皆様から何か報告など、ございますでしょうか。
委 員	(なしの声あり)
まちづくり推進課主幹	無いようですので、閉会に際しまして、建設部長からご挨拶申し上げます。
建設部長	(挨拶)
まちづくり推進課主幹	以上をもちまして、令和3年度第1回飯能市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。 (14:58 閉会)
<p>議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">署 名 _____</p>	